

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月29日

【事業年度】 第9期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

【会社名】 株式会社リソナホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111（代表）

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111（代表）

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社リソナホールディングス大阪本社
（大阪市中央区備後町二丁目2番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月28日に提出いたしました第9期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

（自己資本比率の状況）

（参考）

連結自己資本比率（第二基準）

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

3 連結自己資本比率（第二基準）

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

（1）株式の総数等

発行済株式

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(自己資本比率の状況)

(参考)

連結自己資本比率(第二基準)

(訂正前)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額	51,479	50,426
	計	771,405	752,099
	うち自己資本への算入額 (B)	771,405	752,099
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,818,599	2,814,010
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	17,957,679	17,573,641
	オフ・バランス取引等項目	1,650,633	1,546,225
	信用リスク・アセットの額 (E)	19,608,313	19,119,866
	計((E) + (F) + (H) + (I)) (J)	20,944,899	20,364,194

(注)(省略)

(訂正後)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	適格引当金が期待損失額を上回る額	51,479	<u>50,448</u>
	計	771,405	<u>752,120</u>
	うち自己資本への算入額 (B)	771,405	<u>752,120</u>
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,818,599	<u>2,814,032</u>
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	17,957,679	<u>17,580,736</u>
	オフ・バランス取引等項目	1,650,633	<u>1,546,376</u>
	信用リスク・アセットの額 (E)	19,608,313	<u>19,127,112</u>
	計((E) + (F) + (H) + (I)) (J)	20,944,899	<u>20,371,441</u>

(注)(省略)

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

3 連結自己資本比率（第二基準）

連結自己資本比率（第二基準）

（訂正前）

	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減 (億円)
補完的項目(Tier 2)	7,714	<u>7,520</u>	<u>193</u>
リスク・アセット等	209,448	<u>203,641</u>	<u>5,807</u>

（訂正後）

	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減 (億円)
補完的項目(Tier 2)	7,714	<u>7,521</u>	<u>192</u>
リスク・アセット等	209,448	<u>203,714</u>	<u>5,734</u>

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

(注)20 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(5) 取得条項

平成26年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(訂正後)

(注)20 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(5) 取得条項

平成28年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。